

カワサキ会計事務所ニュース

令和8年1月号 第66号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コープおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

1月の税務カレンダー

国民健康保険 第8期
住民税普通徴収 第4期

長崎市ホームページより



令和8年度税制大綱が閣議決定されました

あけましておめでとうございます

令和7年12月26日に令和8年度の税制改正大綱が閣議決定しました。

今回は主に個人所得課税に関する概要を一部ご報告します。

1. 基礎控除等の変更

令和7年度の税制改正で引き上げられた基礎控除が、令和8年度よりさらに引き上げられました。

さらに「基礎控除の特例」についても基礎控除への加算額が変更されました。

加算額を含めた基礎控除額は以下の表のとおりです。

合計所得額	基礎控除額		
	令和7年分	令和8・9年分	参考
132万円以下	95万円		
132万円超 336万円以下	88万円	104万円	
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円	67万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円	改正なし
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	改正なし
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	改正なし
2,500万円超	-	-	改正なし

基礎控除の変更は令和8年分以後の所得税について適用されますが、給与等の源泉徴収については

令和9年1月1日以降に支払う給与からの変更となります。

2. 扶養親族等の所得金額要件の変更

基礎控除等の引上げに伴い、同一生計配偶者等の所得要件も引き上げられます。（令和8年分以後）

- 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下⇒62万円以下
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 58万円以下⇒62万円以下
- 勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下⇒89万円以下
- 家内労働者等の必要経費の最低保障額 65万円以下⇒69万円以下

3. 給与所得控除の最低保証額の引き上げ

令和8年分以後、給与所得控除の最低保証額が65万から69万円に引き上げられます。

さらに、令和8年及び令和9年については給与所得控除の最低保証額を5万円引き上げる特例が創設されます。

よって、令和8年及び令和9年の給与所得控除の最低保証額は74万円となります。

4. ひとり親控除の引き上げ

令和9年分以後の所得税について、ひとり親控除の控除額が35万円から38万円に引き上げられます。

<令和6年分の相続税申告状況は？・・国税庁が発表>

課税割合（死亡者に対する相続税の申告件数）が10.4%に増加した！（前年9.9%）昭和42年分以降の実績で初めて10%を超えた。国税庁は令和7年12月、令和6年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。相続税の課税対象となった被相続人件数は、5年分の155,740人から166,730人へと増加している。死亡者に対する課税割合は、5年分9.9%から6年分10.4%へと増加。

課税価格は5年の21兆6,335億円から23兆3,846億円へ、相続税額は5年の3兆53億円から6年の3兆2,446億円へと過去10年間で最高だった。

令和元年分は減少傾向でしたが、令和2年分から増加に転じている。相続税に関する実地調査件数は、コロナ禍の影響で低水準となっていたが簡易な接触件数等が増加しており、今後も同様な傾向が続くのでは？また、無申告事案に対しての実地調査も増加傾向を示しており、3年連続で過去最高を更新している。

相続に関する、ご相談は事前に！当事務所へ！